

## 京都大学附属図書館利用規程宇治分館施行細則

(平成十二年一月三十一日 附属図書館長制定)

(趣旨)

第一条 この細則は、京都大学附属図書館利用規程（昭和六十年六月二十五日達示第十五号。以下「規程」という。）に定めるもののほか京都大学附属図書館宇治分館（以下「分館」という。）の利用に関し必要な事項を定めるものとする。

(開館時間)

第二条 開館時間は、月曜日から金曜日までの午前九時から午後五時までとする。

2 分館長が特に認めたときは、前項に定める開館時間を変更することがある。

(休館日)

第三条 分館の休館日は、次のとおりとする。

一 土曜日及び日曜日

二 国民の祝日に関する法律（昭和三十二年法律第七十八号）に規定する休日

三 十二月二十八日（その日が土曜日に当たるときはその前日、日曜日に当たるときはその前々日）から翌年一月四日（その日が土曜日に当たるときはその翌々日、日曜日に当たるときはその翌日）

四 六月十八日（創立記念日）

2 前項の規定にかかわらず、分館長が特に必要と認めたときは、臨時に休館又は開館することがある。

(時間外利用)

第四条 規程第三条第一号から第三号に掲げる者のうち、分館長が許可した者は、開館時間外に利用できる。

2 2 開館時間外の利用範囲は、閲覧及び複写とする。

3 3 開館時間外の利用時間は、次のとおりとする。

一 開館日の午後五時から午前零時まで

二 前条第一項第一号、第二号及び第四号に掲げる休館日（前条第一項第三号に掲げる休館日と重複する日を除く。）の午前九時から午前零時まで

4 4 分館長が特に必要と認めたときは、前項に定める開館時間外の利用時間を変更することがある。

(資料の貸出)

第五条 規程第三条第一号から第三号に掲げる者は、図書館資料の貸出を受けることができる。

2 図書館資料の貸出期間及び冊数は、次のとおりとする。

一 未製本雑誌 翌日まで 五冊以内

二 製本雑誌 三日以内 五冊以内

三 普通図書 二週間以内 五冊以内

3 分館長が必要と認めたときは、前項の貸出期間及び冊数を変更することができる。

第六条 利用者の閲覧に供するため、この細則を常時閲覧室に備付けるものとする。

第七条 この細則に定めるもののほか、この細則の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この細則は、平成十二年四月一日から施行する。

附 則

この細則は、平成十三年四月一日から施行する。

附 則

この細則は、平成十五年七月二十三日から施行する。

附 則

この細則は、平成十六年四月一日から施行する。

附 則

この細則は、平成十七年四月一日から施行する。

附 則

この細則は、平成十七年六月十四日から施行する。